

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和6年4月18日

厚生委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○ただ太郎委員長 おはようございます。定刻となりましたので、厚生委員会を開会させていただきます。

————— ◇ —————

○ただ太郎委員長 まず、記録署名員の指名をさせていただきます。

小泉委員、銀川委員、よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

○ただ太郎委員長 次に、異動管理職の紹介があります。

まず、副区長から異動のあった部長級職員について紹介をお願いします。

○副区長 おはようございます。私から、4月1日付で厚生委員会所管の部長級職員に異動がありましたので御紹介いたします。

千ヶ崎嘉彦福祉部長です。前任職は足立福祉事務所長です。

半貫陽子高齢者施策推進室長です。高齢者地域包括ケア推進課長の事務を取り扱います。前任職は衛生部衛生管理課長です。

小室晃足立福祉事務所長です。生活支援推進課長及び中部第二福祉課長の事務を取り扱います。前任職は総務部総務課長です。

稲垣智一足立保健所長です。感染症対策課長の事務を取り扱います。前任職は感染症対策課長です。

私からは以上です。

○ただ太郎委員長 続きまして、福祉部長から異動のあった所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○福祉部長 福祉部長の千ヶ崎でございます。私からは、福祉部内の異動があった課長級職員を紹介いたします。

大北有慶福祉まるごと相談課長です。前任職は福祉部福祉管理課地域保健福祉計画重層的支援体制整備担当係長で、今回昇任でございます。

早崎直人生活・暮らし臨時給付金担当課長です。前任職は子ども家庭部子ども支援センターげんき所長付支援管理課長です。

長門忠雄障がい福祉課長です。前任職は区民部高齢医療・年金課長です。

早川亮障がい援護課長です。足立福祉事務所障がい者支援担当課長を兼務しております。前任職は福祉部障がい援護担当課長です。

以上で私からの紹介を終わります。

○ただ太郎委員長 続きまして、高齢者施策推進室長から異動のあった所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○高齢者政策推進室長 高齢者施策推進室長の半貫でございます。私からは、高齢者施策推進室内の異動があった課長級職員を紹介いたします。

瀬崎正人医療介護連携課長です。足立福祉事務所高齢援護担当課長を兼務しております。前任職は福祉部高齢者施策推進室付地域包括ケア推進課長です。

日吉理仁介護保険課長です。前任職は福祉部障がい福祉課長です。

以上で私からの紹介を終わります。

○ただ太郎委員長 続きまして、足立福祉事務所長からお願いします。

○足立福祉事務所長 足立福祉事務所長の小室でございます。私からは、足立福祉事務所内の異動があった課長級職員を紹介いたします。

高野龍一中部第一福祉課長です。前任職は足立福祉事務所東部福祉課長です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

佐久間浩千住福祉課長です。前任職は足立福祉事務所中部第一福祉課長です。

藤井数馬東部福祉課長です。前任職は福祉部障がい福祉課中部援護第二係長で、今回昇任でございます。

森田路子北部福祉課長です。前任職は子ども家庭部子ども支援センターげんき所長付教育相談課長です。

木村政雄中部第二福祉担当課長です。前任職は足立福祉事務所北部福祉担当課長です。本日は欠席しております。

以上で私からの紹介を終わります。

○ただ太郎委員長 続きまして、衛生部長お願いします。

○衛生部長 衛生部長の馬場でございます。私から、異動のあった衛生部内の課長級職員を紹介いたします。

網野孔介衛生管理課長です。データヘルス推進課長を兼務しております。前任職は衛生部こころとからだの健康づくり課長です。

土井涉こころとからだの健康づくり課長です。足立保健所感染症対策担当課長を兼務しております。前任職は政策経営部政策経営課政策経営担当係長で、今回昇任です。

以上で私からの紹介を終わります。

○ただ太郎委員長 続きまして、足立保健所長から紹介をお願いします。

○足立保健所長 足立保健所長の稲垣でございます。私から、足立保健所内の課長級職員を紹介いたします。

平塚晃夫東部保健センター長です。前任職は子ども家庭部子ども施設入園課長でございます。

以上です。

○ただ太郎委員長 ありがとうございました。

————— ◇ —————

○ただ太郎委員長 次に、組織改正に伴う新組織の事務分掌に移ります。

組織改正に伴う新組織の事務分掌につきましては、既に資料を配付いたしましたので、説明に代えさせていただきます。

————— ◇ —————

○ただ太郎委員長 次に、陳情の取下げを議題といたします。

区議会事務局次長より報告があります。

○区議会事務局次長 陳情の（１）５受理番号３４の陳情につきましては令和６年４月１７日付、（２）５受理番号４２の陳情につきましては令和６年４月１６日付で、それぞれ議長宛てに陳情者から取下げ願が提出されました。

（３）５受理番号５１の陳情につきましては、令和６年４月１６日付で議長宛てに陳情者から取下げ願が提出され、また、２８名の追加署名の提出があり、合計で３、３２４名になりましたので御報告いたします。

○ただ太郎委員長 副議長から、本陳情の取扱いにつきまして報告をお願いします。

○長井まさのり副議長 本陳情につきましては、第２回定例会において撤回の承認をいただくこととなりますので、よろしくお取り計らい願います。

○ただ太郎委員長 ただいま副議長から報告がありましたとおり、本件につきましては、委員会の取扱いは継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 御異議ないと認め、継続審査とすることに決定いたしました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

————— ◇ —————

○ただ太郎委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

初めに、5受理番号8を単独議題といたします。前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますでしょうか。

○介護保険課長 介護保険制度につきましては、4月から足立区の高齢者保健福祉計画、また、第9期介護保険事業計画に従って、令和6年度からの3か年の計画を今回実施の方、始めております。

また、介護保険の保険料につきまして、この4月に改定がございまして、足立区の基準月額保険料は6,750円とさせていただきます。

以上です。

○ただ太郎委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますでしょうか。

○横田ゆう委員 ごめんなさい、確認なのですが、今、陳情・請願の審査は受理番号8番ですか。

○ただ太郎委員長 5受理番号8でございます。

○横田ゆう委員 陳情の2番目のところで、介護職員の処遇改善ということが要望されておりますけれども、この4月から区独自の処遇改善策が始まっていると思っておりますけれども、どのような改善策がありましたでしょうか。

○介護保険課長 この4月からですと、宿舍の借上げの、まず区の制度がございます。こちら4月から開始というわけではございませんが、令和6年度については対象者の要件を緩和するとして、利用を促進するようなことを考えてございます。

○医療介護連携課長 こちら、医療介護連携課の方でもケアマネジャーの資格取得の助成ということで、3月末に介護事業者連絡会で御説明させていただいております。

○横田ゆう委員 是非この制度を周知していただき、しっかりと利用できるようにしていただきたいというふうに思うんですが。

それから、東京都の方でも介護職員・介護支援専門員の★★手当、これが実施されると思っておりますけれども、このような通知というのは、もう区の方には届いていますでしょうか。

○介護保険課長 4月からの制度改正については都から資料は頂いておりますので、こちら細かい部分についてはまだ分からないところもありますけれども、来た通知については介護事業所の方に周知はさせていただきます。

○横田ゆう委員 是非よろしくお願いします。

それから、都の地域を支える訪問介護応援事業というのもありますけれども、これは具体化されているのでしょうか。

○介護保険課長 制度の細かな中身については、現在まだ確認中という段階でございます。

○横田ゆう委員 是非、制度を活用して、処遇改善に努めていただきたいというふうに思います。

今、介護従事者は本当に人材不足がまだまだ続いておりまして、介護報酬改定では1.59%上がりましたがけれども、物価上昇は2.7%とも言われています。全く追いついていないという状況です。訪問介護に至っては、マイナス2%から3%となっています。他の産業で今ベースアップが3万円とかという話もありますので、他産業に流れていくというのが当然の道理なんだと思います。

更なる処遇改善が必要だと思いますので、意見です、処遇改善を更に進めていただきたいというふうに思います。

○ただ太郎委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 なしと認めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それでは、各会派の意見ををお願いします。

- 白石正輝委員 継続をお願いします。
- 小泉ひろし委員 継続で。
- 横田ゆう委員 先ほど意見しましたように、採択を求めます。
- 銀川ゆい子委員 継続をお願いします。
- 川村みこと委員 継続をお願いします。
- ただ太郎委員長 これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

- ただ太郎委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。次に、5受理番号9を単独議題といたします。前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化がございますでしょうか。

- 保健予防課長 特に変化はございません。
- ただ太郎委員長 これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。
- 白石正輝委員 この請願が出てから、随分、執行機関側としては、この問題についての改善してきたというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。
- 保健予防課長 白石委員の御意見のとおりでございまして、例えば目の健康チェックシート、これは健診のときにもお配りの方がいいんじゃないかということでお配りをしたりとか、それから、★★というわけではないですけども、目の様子に不安がある方があれば、各保健センターで経過観察の中で診ていきますよということで対応させていただいているところでございます。
- ただ太郎委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ただ太郎委員長 なしと認めます。

各会派の意見ををお願いします。

- 白石正輝委員 請願が出てから、執行機関側はいろいろと改善してきたというふうに考えているんです。ただ、まだまだ足りない部分があるということですから、ひとつ前向きに検討してくださいということで、継続で。
- 小泉ひろし委員 陳情が出て★★本当に大事なことでございますけれども、やはり予算ですとか優先度の部分から、大事なことでございますが、継続ということで。
- 横田ゆう委員 これまでも、このオートレフラクトメーターの有効性は証明されているということです。3歳児の健診で異常が発見されなくても、成長の過程で変わることもありますので、やはり就学前にも必要と思いますので、採択を求めます。

○銀川ゆい子委員 継続をお願いします。

○川村みこと委員 継続をお願いします。

○ただ太郎委員長 これより採決いたします。

本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

- ただ太郎委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。次に、5受理番号20を単独議題といたします。前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますでしょうか。

- 衛生管理課長 特に変化はございません。
- ただ太郎委員長 それでは質疑に移ります。何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 なしと認めます。

各会派の意見ををお願いします。

- 白石正輝委員 継続をお願いします。
- 小泉ひろし委員 継続をお願いします。
- 横田ゆう委員 現在の建設アスベスト給付金法は

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

大変不十分なものであると思います。被害者の全員の救済には至っておりませんので、全員を救済するために給付金の改正を早期に行うことが必要ですので、採択を求めます。

- 銀川ゆい子委員 継続をお願いします。
- 川村みこと委員 継続をお願いします。
- ただ太郎委員長 これより採決いたします。

本件を継続審査することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

- ただ太郎委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。次に、5受理番号49と5受理番号50、以上2件を一括議題といたします。前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

- 福祉部長 親子支援課長が都合により欠席のため、私から御報告させていただきます。

現在、共同親権導入を柱とする民法の改正が進められておりまして、4月16日、衆議院で可決されたという報告という情報でございます。

以上です。

- ただ太郎委員長 それでは質疑に移ります。
- 小泉ひろし委員 共同親権に関わる法改正については16日に衆議院で通過して、明日ですか、19日に参議院で審議入りだと思うんですが、単独親権だとか共同親権に至る過程において本当に心配が全くないのかというと、特にDV絡みだとか何かでまだまだ、裁判所を含めてちゃんと協議がうまくいき合意して実施できるのかという、まだ心配な部分もございますが。

まず、受理番号50について、早期法案成立を求める意見書を国に提出するよう求める陳情でございますので、仮に明日から参議院で審議入りして可決されましたら、この法案については実質満

たしているというか、本日で委員会が終了でございますけれども、実質的に取り下げるのか、その辺については、委員の構成も今回特段の変化がない限り最後までございますし、可決した場合は取下げ処理を事務局か何かお願いした方がいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 区議会事務局次長 提出者の方に確認をさせていただきたいと思います。
- 小泉ひろし委員 それと、仮に法案が成立した場合なんですけれども、この受理番号49について、公的サポートを求める陳情ということで、その辺は区として改正後をにらんで、組織は変わらないのかも分かりませんが、どのような行動というか対応を今考えているのか、その辺伺いたいと思います。

- 福祉部長 法改正があった場合には、内容をよく精査して、その視点がどこにあるのかということをしきりと見極めて、それに沿った形で区としても支援体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

- 小泉ひろし委員 この4月から福祉まるごと相談課というのができましたけれども、そういうところでの入り口になるのかどうか分かりませんが、非常にデリケートなことは、共同親権になってもすっきりいかない事例なんかもあり得るかなと思うので、慎重に相談に乗っていただきたいと思います。

以上です。

- ただ太郎委員長 ほかに。
- 横田ゆう委員 共同親権の民法改正案は今国会で審議中ということですが、その中で大変な、いろいろな問題が指摘されているわけです。例えば今ありましたようなDVなどの問題ですとか、それから、子どもの意見表明の件が明記されていないなど、いろいろな指摘がされていると思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

が、いかがでしょうか。

○福祉部長 実際には賛否両論あるということは私どもも認識しております。例えば賛否の賛の方でいいますと、親権争いが回避できるのではないかと、それから、両親で子育てができる、お子様にとってはいい環境になるのではないかと、そして否の方では、やはり先ほどおっしゃられたDVの関係だとか、そういった課題がありますので、その法ができた際にその内容をよく見て、我々としては本当に寄り添った支援として、これを運用してまいりたいというふうに考えております。

○ただ太郎委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 なしと認めます。

それでは、各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 継続をお願いします。

○ただ太郎委員長 両方継続で。

○小泉ひろし委員 継続で。

○横田ゆう委員 受理番号49につきましては、別居や離婚後の親子をしっかりとサポートするために調査研究に着手し、公的支援相談体制を充実することが必要なので、採択を求めます。

それから、共同親権のことについて言えば、受理番号50ですが、人権侵害を招かないように慎重な議論が求められています。我が党は、離婚後、共同親権については拙速に導入するのではなく、子どもの権利擁護の立場から親権そのものを見直す民法改正を行うべきと思っておりますので、継続をお願いします。

○銀川ゆい子委員 両方継続をお願いします。

○川村みこと委員 今後も国の動きを注視する必要があると思っておりますので、両方継続をお願いします。

○ただ太郎委員長 それでは、2回に分けて採決したいと思います。

まず、5受理番号49……。

○横田ゆう委員 採択を取る場合には、あらかじめちょっと言うのを忘れましたけれども、退出させていただきたいと思っております。

○ただ太郎委員長 採決には加わらないということですか。

○横田ゆう委員 はい。皆さん継続でしたよね。

[発言する者あり]

○ただ太郎委員長 よろしいですか。一つずつやります。

まず、5受理番号49については継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○ただ太郎委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。

5受理番号50、こちらにつきましては継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決定をいたします。

次に、5受理番号52を単独議題といたします。前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○ただ太郎委員長 質疑に入ります。

何かございますでしょうか。

○白石正輝委員 執行機関側にお伺いしますが、これはデータを出せということですが、データは出せるのですか。

○保健予防課長 この内容によると、令和3年度以降で死亡者が2万4,000人いて、ワクチン接種が200万回ございますので、まだそれをくっ付けるというデータそのものはございませんので、つくろうとすると新規のものをつくらなければならないということがございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

まだシステムのものは、どういうふうにするかというのは決まっておきませんので、今のところはできていないというところでございます。

- 白石正輝委員 よく分からないんだけど、出せるか出せないかを聞いただけだから。
- 衛生部長 現在は別々にこのデータは存在しておりますので、突合して出すということは現在ではできません。
- 白石正輝委員 出せるということね。
- 衛生部長 出せないです。そういうデータが存在していません。くっ付けたデータが存在していませんので。
- 小泉ひろし委員 今の質疑でもそうですけれども、本当に区で照合したり、陳情者としては、8割が接種した新型コロナワクチンを否定することはできないので、関連性を突合して★★しろということだと思うんです。

全く無駄とは思いませんけれども、区では、もし突合するとすると膨大な労力、予算、この辺も掛かってくると思うんです。また、足立区だけでやって独自の調査だけですと、分析の仕方とか基礎データの抽出の仕方とか、他の自治体で仮にやったとしても、その地域との差異が出た場合など、どういう評価とか比較するのかとか、仮に関連性を調査をしても、やはり母数が多くないと本当に正しいデータの抽出や解析はできないと思うんです。

そういう中で、国の方では、レセプト情報・特定健診等データは国がデータベース化していると聞きますけれども、それでも予防接種データは従来は同じようなデータベースシステムは構築しないと聞いています。しかしながら、今回、国は予防接種事務においてデータを連結してデジタル化すると聞きましたけれども、このことについては区は認識しているのでしょうか。

いつ頃だとか、どのようなことを目指すのかとか、予防接種による副反応などの解析などについても有効と思われるのか、その辺についてはいかがで★★

- 保健予防課長 予防接種の実施状況とか副反応の疑いを匿名化した予防接種データシステムを構築する予定がございまして、時期は令和8年度だと聞いております。
- 小泉ひろし委員 令和8年度からということは、今、令和6年度ですので、大きな仕事としてはそれに向かって動き出しているというふうに認識しているわけでございます。仮に足立区単独でやるにしても、先ほど言ったように大きな母数の中でしっかりと、因果関係があるのかというのは、やっぱり国がこれから本格的に取り組んでいくという意味からすると、そちらを待つのが現実的ではないかと思えます。

陳情者のお気持ちとか、分からない部分を解明してというお気持ちは分かるんですけども、やはり国の動向をしっかりと見詰めて、協力すべきはしていくべきかと思えますが、その点いかがでしょうか。

- 保健予防課長 先ほど説明した予防接種のデータと既にあるレセプト情報のデータの連携を可能にするというふうには話も伺ってございます。その結果については大学とか研究機関の第三者に提供することもできるようにするというところでございますので、やはり国が整備するような大規模なデータベースを利用して調査・分析していただくのが適切ではないかというように考えております。
- ただ太郎委員長 ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ただ太郎委員長 なしと認めます。
それでは、各会派の意見ををお願いします。
- 白石正輝委員 継続で。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

- 小泉ひろし委員 継続で。
- 横田ゆう委員 継続をお願いします。
- 銀川ゆい子委員 継続をお願いします。
- 川村みこと委員 継続をお願いします。
- ただ太郎委員長 本件は継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ただ太郎委員長 異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、5受理番号53を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

- 足立保健所長 特段の変化はございません。
- ただ太郎委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ただ太郎委員長 なしと認めます。各会派の意見をお願いします。
- 白石正輝委員 継続をお願いします。
- 小泉ひろし委員 継続で。
- 横田ゆう委員 継続をお願いします。
- 銀川ゆい子委員 継続をお願いします。
- 川村みこと委員 継続をお願いします。
- ただ太郎委員長 本件は継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ただ太郎委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

- ただ太郎委員長 次に、所管事務の調査を議題と

いたします。

糖尿病対策に関する調査を単独議題といたします。

何か質疑はございますか。

- 白石正輝委員 この糖尿病対策は足立区の一つの大きな目玉として始まったわけですが、筑波大学と足立区と徳島市が連携して実験をした★★が、薬局のスクリーニング検査は有効だということで、全国の医療法が変わって薬局でできるようになったんです。

ところが、初年度も2年度も3年度もそうですが、意外に伸びない、その原因は何だと思えますか。

- こころとからだの健康づくり課長 区の方でも、例えば令和5年度の11月の糖尿病月間でもリーフレットや広報でPRはしているんですけども、やはり周知不足のところはあるのかなというふうに認識しております。

- 衛生部長 補足になります。薬剤師会とは、この間ずっと継続して協議してまいりました。やはり、2名、3名で調剤薬局をやっている中で、調剤の手を止めて、やりたい方に対して検査するというのは、なかなか時間的な余裕もないというふうに聞いております。

- 白石正輝委員 これを始めた当初は、筑波大学が持っていた機械を足立区の薬局に無償でくれたんです。その翌年に足立区も新しく機械を買って始めたんですけども、やりたくないから機械返上というような形の薬局もあるんです。それは何のためかというのは、薬剤機関と話したことはありますか。

- 衛生部長 協議はしております。また、辞退があった薬局は、やはりなかなか忙しくて検査ができないとか、検査ができる職員がいないというお話も聞いて、返されてはいますが、別の薬局で手

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を挙げていただいたところに薬剤師会の方からそちらをコーディネートしていただいて、できるだけ今機械は活用していただいているところでございます。

○白石正輝委員 表向きの理由はそういう理由かもしれないけれども、本当は、検査しました、検査しても検査料が全然薬局に入っていないというのが最も大きな理由なんです。しかも、もらえても1検査につき500円ですから、それならば自分の方で薬売っていた方がいいということで、検査を敬遠している部分があるんだというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○こころとからだの健康づくり課長 決して高くはないのかもしれないですけども、区民1人当たり500円頂いております、糖尿病の対策にもつながる、健康につながる取組でございますので、薬剤師会の方から、金額ではないところで、区民の方の健康につながる取組ということは有益だということは伺っております。

○衛生部長 金額の指摘は度々、白石議員からいただいているところであります。こちらについては、また薬剤師会と、今の金額が適正かというところは継続して協議してまいります。

○白石正輝委員 これで終わりにしますが、検査して、あなた危ないですよ、病院に行ってくださいと言っても、本人が病院に行かないと検査料は払わないという、それは変わってないですね。

○衛生部長 その点は変わっておりません。

○白石正輝委員 これは非常に難しいんです。検査をした、5分とか10分掛けて検査をして、結果はちょっと危険、ヘモグロビン数値が高いから病院に行っちゃんと調べてもらった方がいいですよと幾ら言っても、本人が行ってくれない。そうしたら検査料は全然、薬局には入らないんです。それでは、時間を割いて検査をする気が持てない

というのは本当のところじゃないですか。

○こころとからだの健康づくり課長 検査料自体は、区民の方500円というのは薬局に入りまして、その検査を受けた方の中で、ヘモグロビンA1cのパーセンテージが6.5%以上の方で、勸奨して医療機関で受診が確認できたときに区から1,000円のお支払いをしまして、そのところが、いまいち伸び悩んでいるという現状がございます。

○衛生部長 今のところ協議の中では、そこを値上げしてほしいという御意見は薬剤師会からは、私たちが協議に入るときはございません。ただ、また白石議員からもそういう御指摘をいただきましたので、改めて薬剤師会と現在の料金が妥当であるかどうかというところは協議してまいります。

○ただ太郎委員長 ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎委員長 なしと認めます。

○ただ太郎委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1)を福祉部長から、(2)を高齢者施策推進室長から、(3)を足立福祉事務所長から、(4)(5)、以上2件を衛生部長から、(6)(7)、以上2件を足立保健所長より、それぞれ報告をお願いします。

○福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料、福祉部の2ページをお開きください。

件名は、令和5年度足立区ひとり親家庭アンケート調査(豆の木アンケート調査)報告書の概要についてでございます。

この報告は、ひとり親への支援の充実に目的にアンケート調査を行いました。その結果を今回報

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

告するものでございます。

調査目的、期間等につきましては記載のとおりでございます。

7番の調査結果につきましては、別添で概要として今回まとめさせていただきます。

3ページをお開きください。お目通しください。

この結果から明らかになった課題、大きく分けて4点ほど、養育費の受け取り、経済状況、就労状況、悩み事や困ったこと。想像はしていたところではあるのですが、やはり思った以上に経済的な不安、経済的な困難さというのが浮き彫りになったということ。それから、悩み事、困ったことのところでもお金に関することや、やはり経済的なところ、ここのところをどう支援していくのかというのが、これからの鍵になっていくかと思えます。

今後の取組でございます。今の経済的な支援のところについて、養育費の受け取り、それから就労の支援、悩み事の相談体制、こういったものを、現在もやっておりますが更に充実していく必要があるというふうに考えております。

この結果につきましては、今後、5月以降にホームページにも掲載させていただく予定でございます。

私からは以上です。

- 高齢者施策推進室長 資料5ページをお開きください。

件名、令和5年度医療介護連携研修の実施結果についてです。

参加団体は、1番に記載の九つの職種の団体の方々、御参加をいただきました。

実施結果です。医療・介護スキルアップ研修、こちらは医療・介護現場での実践力の向上を図り、在宅療養の提供体制を強化していくことを目的に、10月に実施いたしました。今回は、いずみ記念

病院の先生に★★をしていただいております。

6ページです。多職種連携研修会、こちらは足立区内5ブロックに分けて、各ブロック内で顔が見える、相談できる関係づくりを進めることで、ブロック内の課題解決をする連携体制の構築、こちらを目的に実施いたしました。結果につきましては、7ページ、グラフで各ブロックごと記載しておりますので御確認いただければと思います。また、この結果を持ち寄った多職種連携全体交流会、こちらも2月に実施をいたしております。

今年度、令和6年度につきましては、スキルアップ研修の回数を1回から2回に増やすほか、各ブロックで災害時の対応、認知症の見守り、高齢者の虐待通報などをテーマに研修会を開催していく予定でございます。

私からは以上です。

- 足立福祉事務所長 それでは、厚生委員会報告資料8ページを御覧いただきたいと思っております。

件名は、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する答申についてでございます。

1番の諮問の経緯のところでございますけれども、令和5年10月10日に足立福祉事務所で生活保護申請を前提に相談した相談者が、対応を不服としまして足立区議会議員の方に相談されました。それを、相談を受けた区議から、その事案の検証と改善、また窓口における録音の可視化を区に求められましたので、それに応じまして足立区生活保護適正実施協議会に検証部会を設置しまして、今回諮問し、3月21日に答申を受けたところでございます。

2番、協議会の経過につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、9ページでございます。

検証部会委員等につきましても記載のとおりで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ございます。学識経験者、弁護士等の入った第三者委員会でございます。

4番、報告書の内容でございますけれども、こちらの別添2を御覧いただければと思います。

内容的には、明確な保護申請の意思は表明されなかったということで、水際対応といわれる対応はなかったんですが、保護申請の意思確認ですとか、また次回の具体的相談の提示等はなかったもので、水際対応と誤認されかねないというものだったということ、また相談側の言葉遣いに不適切な点が見られた、また、録音については、相談者に心理的負担、また萎縮効果のリスクがあるというようなことも報告書に書いてございます。

別紙1に検証と改善点をまとめておりますので、概要を御覧いただければと思います。

また、5番の主な提言と区の対応につきましては、別紙2にまとめてございます。

主なところで言えば、こちらの表、主な提言の1番から3番のところに、職員が漏れなく説明できるチェックリストですとかフローチャート、また福祉事務所統一のマニュアルの作成、こうしたものがございませでしたので、こちらは4月、5月中に作成するというようなことになってございます。

それから、10番目、10ページです、今後の方針につきましては、生活保護受給者一人一人に寄り添った支援を行い、生活保護制度の適正な運営に努めていくということでございます。

以上でございます。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料2ページを御覧ください。

件名、足立保健所窓口アンケート調査集計結果報告についてでございます。

平成29年度から足立保健所では窓口業務を委託しておりますが、毎年その評価を1月から2月

にアンケート方式で調査して報告しております。今回はその報告でございます。

結果の概要ですが、「満足」の割合は令和4年度よりも高い結果を得ております。「満足」と「やや満足」を合わせた割合は、委託前の平成28年度よりも高い結果を頂いております。

今後ですけれども、アンケートの結果を踏まえて業務の改善につなげるとともに、現在高い水準となっておりますので、この業務水準の維持を図ってまいります。

続きまして、9ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。

令和6年度の秋以降と言われております定期接種における接種費用についてですが、令和5年12月時点では7,000円と示されておりました。その後、国が各メーカーに聞き取りを行った結果、手技も合わせて接種費用は1万5,300円程度となること新たに示されております。その結果、当初の標準的な接種費用としておりました7,000円を超える8,300円については、国が助成金を支給し、引き続き自己負担7,000円の接種が行えるようにするという方針が示されております。

足立区におきましては、主な定期接種の対象者となる65歳以上の方などについては、高齢者インフルエンザですとか肺炎球菌ワクチンと同じように自己負担が無料となるように、今後、6月の補正に計上していく考えでございます。

私からは以上でございます。

○足立保健所長 私から、2件報告いたします。

11ページを御覧ください。

件名、シニアとペットの安全チェックリストの作成及び配布についてでございます。

まず初めに、おわびと訂正がございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

別紙にチラシがあるわけですが、このチラシの「そのときペットは大丈夫」というチラシでございますが、中段やや下、自分ノートを作成するといった記載の右側に米印がございまして、この米印の注釈の中で「高齢福祉課」という記載がございまして。これについては「医療介護連携課」でございます。間違えまして本当に申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

このチラシについてでございますが、ペットを飼育している高齢者の方に、万一の事態の備えに対する気付きや具体的な予防策を講じる一助となるように作成したものでございます。

今後はホームページやSNS等の活用はもとより、地域包括支援センター長会等において理解と協力を求めながら、ペットを飼育している高齢者に広くお届けできるよう工夫してまいります。

続いて、12ページをお願いいたします。

足立区感染症予防計画（案）についてでございます。

これまで本委員会で進捗を報告させていただきましたが、今般、最終案ができましたので報告いたします。

この計画は東京都の予防計画と整合性を保つことが求められておりますが、3月28日に東京都の計画が完成し公表されましたので、これとの整合を確認し、今回の最終案となったものでございます。

内容といたしまして、4章から成っております。

第1章、基本的な考え方。これは基本方針等でございます。

第2章は、結核や麻疹といったような通常の感染症対策についてでございます。

第3章、新興感染症発生時の対応。これは、今回の新型コロナのような新たな感染症が発生したときの対応についてでございます。

第4章、資料編。これは、今回の新型コロナ流行時の区の対応や足立区医師会の活動の記録などが記されております。

今後についてですが、区のホームページでの公表を予定しております。

以上です。

○ただ太郎委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に移ります。

○白石正輝委員 衛生部ですけれども、コロナワクチンの国の負担と区の負担を合わせると、コロナワクチンはただになるということで、区の7,000円の負担はおおよそどのぐらいになるんですか。

○保健予防課長 高齢者、65歳以上の方と60歳から64歳未満で一定の障がいがある方を含めて計算すると……。 （「よく聞こえない」と呼ぶ者あり）

○ただ太郎委員長 大きな声でお願いします。すみません。

○保健予防課長 高齢者の方の人数と、接種率が60%で計算した場合ということなんですけれども、大体ワクチンの値段で16億円ぐらいで、そのうちの半分ぐらいが国からの補助金になる予定でございます。

○白石正輝委員 コロナだけじゃないですけれども、感染症については、絶対的になくすためには、例えば足立区でいえば足立区の60%ぐらいから70%ぐらいはワクチン打っていますよという状況にならないと感染が抑えられないんです。そういう意味でいうと、相当予算が掛かるだろうというふうに思いますけれども、何せコロナの流行を抑えるには、それしか今のところ手がないわけだから、是非頑張って予算を付けてもらいたい。

○保健予防課長 応援をいただいて、ありがとうございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ただ太郎委員長 ほかに。

○小泉ひろし委員 福祉部の方で、ひとり親家庭のアンケート調査から報告があったわけですが、養育費の受け取りの項目を見ますと、現在受けている方を除くと要は現在受けてないわけで、7割が受けてないという現状で本当に経済的に大変だろうなど。お子さんがいらしゃれば育成手当とかいろいろな手当はあるかと思うんですが、やはりしっかりと養育費がない中で生活するというのは大変だろうと思います。

たまたまなんですけれども、私もいろいろなパターンのシングルというか親子の方を見ております。残念ながら離婚されてお子さんを養育している、お母さん側がしている場合、お父さん側がしている場合がございますが、ある例で言うと、お父さんは離婚後、自分の子どもには会っていないけれども養育費をしっかりと支払っているということをお聞きして、子どもが社会に出るまでは支払っていくんだという決意を述べられて、残念な離婚結果だけれども本当に立派だなというふうに思いましたけれども。

少なくとも、離婚を勧めるわけじゃなくて、相談段階でも離婚を防げるのが一番いいことであって、そのようなことだとか、公正証書等の取組案内を今後徹底するという事なんですけれども、現状そういう相談があったとき、経済的にかなり、支援策はあるけれども、厳しい現実があるとか、その辺、深く夫婦間でいろいろな今後の協議をする上での参考になるような情報提供だとか養育費について、どのようなことを今まではやっていたのでしょうか。

○福祉部長 現在、親子支援課では、こういったリーフレットをつくっております。ここで書かれていることなんですけれども、養育費をきちっと頂くためには、まずしっかりと話し合うことが必要、

そして、その話し合った内容をしっかりと書面に残す必要があるというふうに言っております。

区としては、相談の流れというものがやはり皆さん分からないみたいなので、そここのところの支援をしていること、それから、具体的にお金の方では文書作成料について助成をさせていただいている、そういったところで今進めているところでございます。

○ただ太郎委員長 よろしいですか。

○太田せいいち委員 私も、まず、今のひとり親家庭アンケート調査の結果について質問させていただきたいというふうに思います。

本当に経済的に困窮されている方がたくさんいらっしゃるというのが、このアンケート結果からも見てとれますので、何とかそこに支援の手が入らないかなという角度で質問させていただきたいなというふうに思うんですが、まず、3番で、悩み事、困ったことについては豆の木相談室で相談を受け付けているようなんですけれども、大体、年間どれぐらいの件数で御相談来ているのか、まず確認させていただけますでしょうか。

○福祉部長 申し訳ございません。ちょっと年間の相談件数は把握できていません。後ほど報告させていただきます。

○ただ太郎委員長 担当課長がいないということ。

○太田せいいち委員 すみません、件数はどれぐらいあるのかなというところの確認でしたので、後で教えていただければ結構です。

相当の件数来ているんだと思いますが、そんな中で具体的にどのような相談が行われているのか、今も小泉委員からもありましたけれども、ここでは離婚前の相談のような形は実際あるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

○福祉部長 離婚前の相談、あるというふうに伺っております。その際は、国の方でもやはりその

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

相談の流れ、相談と申しますか離婚までの流れというのを、こういった形でパンフレットにしておりまして、合意書作成の手引きとQ&Aだとか、こういったものを国の方で用意して下さっております。こういったものを基に、本当は離婚しないのが一番いいんでしょうけれども、なってしまう場合には、こういう手続をちゃんと踏んでくださいということを相談の中で説明しております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。そういった離婚前の方の相談も受け付けているということなので、またその際に必要な手続の一つとして、そういった合意文書が必要であるということも促していただいているということのようですので、そこは引き続き継続、強化をしていただければというふうに思います。

併せて、そこで、事前にできるだけそういったトラブルを回避するために手続をちゃんと踏まれるのが一番よいのですが、実態としてこれだけ経済的に困っている方がいらっしゃるというところに、今度はどうやって救いの手を差し伸べていくのか。相談できている方はいいと思うんですが、なかなか相談できていない方も相当数いらっしゃるんじゃないかなと思います。

足立区の中には、そういった方を、ある意味セーフティーネットとして、たくさんの方がある意味ボランティア的に子ども食堂を運営する形で支えてくださっています。そういった方々を通じて、悩み事の相談ですとか、また今後、養育費を受給するためにどんなことが★★のか、専門的なアドバイスも行えるような場を、子ども食堂の場とかで区も連携しながらできないかなというふうに思うんですが、その辺、まずは考え方としてはどうでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○福祉部長 太田委員おっしゃるとおり、専門的な相談に乗れる体制を区内に広げていくというのは

とても重要だと分かっております。今、この4月から福祉まるごと相談課ができました。やはり、これまで我々考えていたのは、一つの課題に対しての相談ということで、こういうふうにやっていたわけですが、やはりそれでは立ち行かない、例えばそういう離婚相談の窓口をつくったとしても、そんなに集まるかという、多分そんなにはないのかなと。だとするならば、そういった全ての相談を受けられるものを、やっぱりこうやって出張っていく、出張させていくという方向にシフトして行って、そこで離婚の話が出たときには、すぐつないで専門家から話が聞けるという、そういった体制を構築していくべきかなというふうに今考えております。

ですので、福祉まるごと相談課が、これからは地域の方にも出張していくこともございますので、そういった中で、離婚の話についてもちゃんとこういったサポートが必要だということを職員にも認識させ、そして、そこをすくい上げていきたいというふうに考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。特に離婚されたいという方は、まずはその形をつくるというところで離婚自体を急がれていて、その後結果として経済的に困窮するという方が多いかなというふうに思います。そういった方に、できるだけ区の様々な支援の手が伸びるように、今お話ししたような点も含めて今後継続していただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。要望です。

それから、もう1点、報告事項の生活保護相談の窓口対応の検証に関して御報告をいただきましたので、その点について質問させていただきます。

主な提言と区の対応を8点まとめていただいておりますが、この中で、第三者の関与ルールの制定ということを対応として挙げていただいております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

具体的に、今回の事例で第三者の関与のどのような点が問題となっていたのか、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○足立福祉事務所長 ただいまの質問なんですけれども、支援団体の方が一緒に相談に入っていたわけですけれども、本人から説明を受けた内容と、本人が支援団体に説明した内容と、そごがあるような、そういったこともございましたので、生活保護の申請又は相談の中で少し方向性が違ってくようなことがありますので、やはりそこは第三者に入っていていいのかどうかというのを本人にしっかり確認しなければいけないというようなことが報告書には書いてございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

特に問題点というところに絞ると、本人の意思確認が十分取れない状態で、第三者の方の言葉とか説明で手続が済んでしまった点を問題としているという理解でよろしかったでしょうか。

○足立福祉事務所長 その可能性があるということでございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。手続上はやはり本人の意思というか、あくまで申請者の意思の確認が必要だということで理解をしておりますので、問題点があるのであれば、そこはしっかり、★★が起きないように検証を進めていただければなというふうに思います。

一方で、様々な方から御相談をいただいている中で私も感じるのは、生活保護申請者の中でもいろいろな方がいらっしゃいまして、なかなか自分でうまく表現することが苦手な方、たくさんいらっしゃいますので、そういった方の御相談のときは私もできるだけ相談のときに同行して、本人の意思に沿った形で言いたいことが言えているのかという角度で同じ場所に同行させていただくことがございます。そういった点もありますので、同

行者がいるということ自体は相談員の方にとってもメリットがあることもあるのかなというふうに思いますので、手続上のルール of 厳格さと、それから、様々な支援者の方がいるということのメリットを立て分けて、今後検討を進めていただければなと思いましたが、それは確認というか要望でございます。

以上です。

○横田ゆう委員 今の問題の引き続きで生活保護相談についてなんですが、10月10日のケースを通じて検証されて、今後改善に向けて報告されましたけれども、どれも大事な視点だと思います。

私も生活保護を受けたいという方の相談を受けて、福祉事務所で面接に同席することがあります。それはなぜかという、相談者が、本当に生活保護を受けられるだろうかとか、それから自分のことを本当にうまく説明できるだろうかとか、そういったことが心配でたまらないので一緒に来てほしいということと言われるからです。

そのような心情は御理解いただけますでしょうか。

○足立福祉事務所長 今、横田委員おっしゃる心情は理解できます。そういった点も含めて、やはり福祉事務所の御本人に寄り添うということが非常に重要でございますので、その点も踏まえて、御本人様には、第三者の同席がよろしいのかどうかというのは確認をさせていただきたいなというふうに考えております。

○横田ゆう委員 やはり相談者の方は本当に深刻な気持ちで、何でこんなことになってしまったんだろうとか、あと、自己責任論が横行する中では、もう自分は駄目な人間だとか、いっそ荒川に飛び込んで死んでしまいたいとかという人もいらっしゃいました。是非そういったお気持ちで寄り添っていただきたいというふうに思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それから、1人のケースワーカーの持ち件数は何人になっていますでしょうか。

○中部第一福祉課長 一般世帯と高齢世帯と二つございますけれども、平均しますと93世帯ほどになっています。

○横田ゆう委員 大変な件数をお持ちで、大変なことがよく分かります。

それから、総合相談の窓口の方は経験を積んだベテランの方なのでしょうか。

○中部第一福祉課長 全員が全員、経験しているということではございませんけれども、必ず研修等を受けて、しっかり寄り添った対応ができるように心掛けて対応させていただいております。

○横田ゆう委員 やはり、この相談業務、ケースワーカーの業務というのは本当に大変な仕事だと思います。業務が過重になって余裕のない職場になってきているということは、ちょっと感じるころであります。

職員の担当の件数ですとか相談員の人数とか、そういった職員配置を手厚くするということが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 できる限り、国の基準もございまして、そういったところに近づけていくという努力はしたいと思っております。

また、そのほかに、ケースワーカーの事務が少しでも余裕が出るような、事務の改善の工夫といったところも併せて進めたいと考えております。

○福祉部長 若干、補足させていただきます。横田委員おっしゃるとおり、今93名、非常に過重なというか、ケースワーカーが本当に苦労している現状は私ども認識しております。実はその理由というのが、定数上は90以内でつくっているんですけども、やはり4月1日から欠員になる職員というのも中にはおまして、やはりそういった

ところで負担がほかの人にしわ寄せが行っている、こういう状況がございます。

そういったところを補うために、私どもでは今、業務改善担当ということで、職員6名プラス係長1名の計7名を生活支援推進課に、今その7名を置きまして、欠員の状況に応じて現場に入ってサポートするという体制を構築しております。これによって、男性の短期の育児休業だとかそういったところにもなるべく対応できるように、柔軟に運用できるよう、本部に職員を集めて現場にサポートに入る、こういった仕組みを今つくっているところでございます。

○横田ゆう委員 本当に改善が進んでいて、よい傾向になってきているなどというふうに感じますけれども、まだまだ、やはり大変な事態はあると思うんです。

私、20年前に福祉事務所を退職された方に話を伺ったんですが、やっぱり、相談業務においてですけども、じっくりと話を聞いて悩んでいることを整理し、お互いに納得できることを目指して面接をしていたということでした。★★言う話というのは、聞きに徹すること、これをアドバイスしていたということでした。これは大事な視点だと思っています。

このような気風はありますか。

○中部第一福祉課長 現在もその気風はございます。そのようにやっております。

○横田ゆう委員 分かりました。

それから、相談員ですとかケースワーカーの経験年数というのは、どれぐらい平均するようになっていっているのでしょうか。

○中部第一福祉課長 長い人になれば10年クラスの人はいらっしゃいますけれども、★★で採用された職員という、やっぱり長くても3年、福祉職であれば4年ということになって、異動者につ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いては4年ということになります。ですから、一番長くても4年、また同じ福祉課から他の福祉課に異動するという形もありますし、複線型ということで自分はずっと福祉に専念していきたいという職員も区の方では考えてやっておりますので、平均すると、ちょっと何名かまでは具体的に言えませんけれども、一般的には3、4年の経験の職員がケースワーカーとしてやっているところでございます。

- 横田ゆう委員 分かりました。やはり1年でやっと仕事を覚えて、2年、3年となってくるような感じだと思いますので、是非そういうことも踏まえていただきたいというふうに思うんですけども。

それから、話を聞いたところ、昔の話ですけども、ケース会議をよくやっていたということなんです。難しいケースがあると、相談係長、担当職員、ほかの係長で事務所として検討するというところで、これが、担当の職員が鍛えられて、他の意見が聞けて経験が膨らむ重要な機会だったということなんですけど、こういうこともやっていたらいいんじゃないでしょうか。

- 中部第一福祉課長 横田委員おっしゃるとおり、今現在も診断会議というのは各課で行われております。それには★★の係長、担当ワーカーも当然出て、それを聞きたい職員も同席していただいて、やっぱりその診断会議の中の最終的な結論を出すにはかなりの勉強が必要で、御自身も学習の場となっていますので、その診断会議は今も重要と考えていて、今も行われているところでございます。

- 横田ゆう委員 分かりました。

それから、一つ、9ページのところで、6番で、初めて私聞いた言葉なんですけど、複線型人事制度を活用した人員配置をということで、令和7年度

から実施を目指すことになっているということなんですが、この制度というのはどういう制度なんでしょうか。

- 足立福祉事務所長 こちらは人事課で制度化しているものでございまして、先ほど話が出ましたけれども、福祉分野ですとか様々な分野について専門的に従事をして知識を得ていくというような制度でございまして、法務分野にもその制度がございまして、その法務分野の複線型人事制度を活用した、職員を配置するというような案でございます。

- 横田ゆう委員 これはもう決まったことなんですか。

- 足立福祉事務所長 まだ決まっているわけではございませんで、これから人事課等に相談していくというようなことになります。

- 横田ゆう委員 人事課と相談しながら今後進めていく方向ということで理解してよろしいでしょうか。

- 足立福祉事務所長 その方向で考えてございます。

- 横田ゆう委員 やはり、これは職員組合の処遇に関することになりますので、職員組合の方にも、もし決まれば、決まればというか、そういう検討がされているということはきちんと報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 足立福祉事務所長 人事課を通じてお話が行くかと思うんですけども、人事課の方にはその旨を伝えたいと思います。

- ただ太郎委員長 よろしいですか。

- 銀川ゆい子委員 まず、ひとり親家庭アンケート調査のところからお伺いさせていただきます。

明らかになった課題というところで、養育費の受け取り、「受けたことがない」「受けたことはあるが現在受けていない」という方々が70%近くいらっしゃるということで、この数字は、ほか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の自治体と比較して平均くらいなのか、足立区がちょっと高いのか、もしデータがあれば教えていただきたいんですけども。

- 福祉部長 令和3年度の厚生労働省の調査、全国の調査なんですけれども、「受けたことがない」が56.7%、若干、足立区よりも高い。それから、「受けたことがある」が14.4%、これも若干高い。「現在も受けている」は、国の調査で28.1%、若干低い。ですので、それほど大きな差異はないという結果でございます。
- 銀川ゆい子委員 ひとり親世帯で、高等職業訓練促進給付金であったり、自立支援教育訓練給付金の制度を受けている方というのは、どのぐらい足立区の中でいらっしゃるのでしょうか。
- 福祉部長 すみません。ちょっと数については、後ほど報告させていただきます。すみません。
- ただ太郎委員長 担当課長がいないもので。
- 銀川ゆい子委員 突然数字を聞いて申し訳ございません。ちょっと私が聞いた限りでは、高等職業訓練促進給付金であったり自立支援教育訓練給付金、国の制度だと思うんですけども、知らないという方が結構いらっしゃるみたいなので、経済状況も苦しいという方が70%ほどいらっしゃるということで、このあたりの、かなりいい制度だと思うので、区内でも広げていただいて、是非とも御活用いただいたり、ひとり親家庭の方を更にサポートしていただけるように、よろしく願いをいたします。

次に、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する答申についてお伺いをいたします。

別添2の報告書の26ページなんですけれども、相談窓口業務を録音する場合の効果、メリット・デメリットで、メリットとして、法における自身の権利を守るため聞き漏らしや違法・不当又は不

正確な発言などを記録できる。相談員の相談事の発言内容は相談者が必ずしも全てその場で理解できるとは言えないから、録音を聞き直すことによって相談内容をより正確に理解することができるなど報告されておりました、我が会派の議員からも同様の要望が出されているところでもあります。

一方で、報告書には様々なデメリット、できない理由が強調されているんですけども、このような課題をクリアにするためにも、あと、実際やってみないと分からないということもあると思いますので、まずは実証実験として実施していただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

- 足立福祉事務所長 今、銀川委員おっしゃったとおり、メリットとデメリットがあるんですけども、やはりデメリットというところで、本人の精神的負担ですとか萎縮とかそういったところもございますので、まずは今回、職員が漏れなく説明できるチェックリストですとかフローチャート、またマニュアルもちょっと整備して、そういったところでしっかりと透明性の確保ができるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 銀川ゆい子委員 かしこまりました。フローチャートとかマニュアルとかを作成してやっていただけるといことなんですけれども、その上で、すみません、ちょっとお伺いさせていただくんですけども、我が会派の委員から、相談窓口で言った、言わないの問題点について何度も指摘をしております、これを改善するためにも録音の可視化しないと我が会派の議員からも指摘しておりますけれども、いかがでしょうか。

- 足立福祉事務所長 銀川委員の今の御質問のところなんですけれども、やはりおっしゃっていらっしゃるのは水際対応ではないかというところが

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

きいかと思います。

今回、明確な保護申請の意思が表明されなくても、医師の確認をしっかり行っていくところを、チェックリスト、フローチャート、そういったところにしっかり落とし込んで、漏れのないようにしていくということを考えているところがございますので、まずはそういったところからきっちり進めたいと思います。

○ただ太郎委員長 よろしいですか。

○川村みこと委員 私からは、2件質問させていただきます。

まず、衛生部の9ページ、新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてなんですけれども、区が差額を全額負担して無償化するというのは、23区全体としてそういった流れなのでしょうか。状況を教えていただければと思います。

○保健予防課長 ★★とは言われていますけれども、実施時期はまだ決まってない段階ですので、各自治体ともまだどういう方針かは出しておりません。今23区内で調査を行っている最中でございます。

○川村みこと委員 ありがとうございます。私ちょっとお隣の北区と板橋区のホームページ拝見したんですけれども、有料予定みたいな形で表示がされていて、少なからず自己負担は幾らか発生するのではないかなというふうには思っております。

当然ながら、国の助成後の金額7,000円というのは、これはちょっと高過ぎると思いますので、補助いただけるのは大変ありがたいんですけども、小児のインフルエンザワクチン、今年度から1回2,000円の助成というふうになったところではありますけれども、それでも自己負担は1,000円から2,000円程度あるのではないかなというふうに思います。

コロナが5類になりまして、全額国費による臨時接種も終了した中で、新型インフルエンザワク

チン接種との差ができてい部分について、区の見解を教えていただきたいと思います。

○保健予防課長 インフルエンザにつきましては、高齢者については無料で行っていて、お子さんについては任意予防接種になっていたのが半額程度というふうにいたしました。

今回のコロナワクチンについては、任意ですけども、同じ高齢者ということで、重症化予防ということで無料にさせていただこうというふうに考えております。

○川村みこと委員 なるほど、分かりました。

高齢者も今回任意ということですので、小児のインフルエンザワクチン接種、これも助成が開始しても、助成後の金額、掛ける2回ですよ。そして、お子さんの人数に応じて打つということになるかと思います。更に、お子さんがいらっしゃる家庭の方は保護者の方も、御両親も打たれるという方もいらっしゃるにしまして、世帯当たりの負担は子どものワクチン接種の方が大きいんじゃないかなというふうにも思います。そして、1度、新型コロナウイルスの接種、区が独自で助成して無償化するというふうに決めて、それを縮小してしまうと、その後、不便を感じる方も多んじゃないかと思います。

そのため、「こどもまんなか社会」というところでも、小児のインフルエンザワクチンの接種についても完全無償化するというので足並みをそろえていくのか、もしくはコロナワクチンの助成について、まだ23区の調査結果が出ておりませんので、全額助成することを一度立ち止まって、ほかの区の動向もうかがっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○衛生部長 まず、高齢者の今回の新型コロナウイルスのワクチンにつきましては、国の指定では定期接種のBというふうになっていまして、任意で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

はありますが、65歳以上の方に対しては努力義務が発生いたします。ただ、受ける受けないは強制ではなく、御本人の判断ということになります。小児の方のインフルエンザは、正に任意接種でして、定期接種ではないので、受けた方が受けられるという、そういう大きな違いがございます。

川村委員が今おっしゃっているのは、特に子どもの方をもう少し充実するべきではないかということと、コロナワクチンについては、もう少し他区の様子を見て、今は踏みとどまるべきということかもしれませんが、現在これですぐ予算を決める考えはなくて、6月のときに改めて補正の審議の中で御意見をいただきながら、その頃には私どもももう少しスキームなどを明確にして、案を御提案させていただきたいというふうに考えております。その際に、審議をよろしくお願いいたします。

○川村みこと委員 状況分かりました。是非引き続き検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、もう1件なんですけれども、ひとり親家庭のアンケート調査について伺いたいと思います。

このアンケート、送付したのが6,069件ということで、返戻が32件あるんですけれども、この32件、どのような対応をしたのか教えてください。

○福祉部長 32件のまず内訳なんですけど、戻ってきて調べたところ、区内転居している方が12名、区外に転出した方が2名、不明で届かなかった方で戻ってきたというのが18名おりました。そもそも、この宛名を打ち出した期間と郵送の期間とのタイムラグの中で生じた返戻だというふうに認識しております。

12名区内転居、それから転出、こちらについては住民票で確認して、そこところはきちっと

対応しております。不明で届かなかった方なんですけれども、今回、郵便ではなくてダイレクトメール事業者にお願いしたこともありまして、ちょっと返ってくる数が多かったと、郵便だったら普通届くんなんですけれども、表札が出てないと戻ってきてしまうといったことから、この18件が出たというふうに私ども認識しております。

○川村みこと委員 ありがとうございます。

少なからず理由不明で戻ってきた方もいらっしゃるということで、通常、理由不明で戻ってきたパターン、時差で転居しているとか理由が明らかなものじゃなくて、原因がちょっと分からないパターンというのはいかにどのように対応されているのでしょうか。

○福祉部長 通常、この手当の通知を送った際に戻ってきた分については、ちゃんと履歴を1人ずつ取っておいて、2回それが重なった場合には、その御本人様に呼び掛けて事情をお伺いする、そして適切な対応をするということになっています。今回のこの18名は、まだ1回でしたので、その後、届いているということなので、今回はダイレクトメールの方かなというふうに考えております。

○川村みこと委員 ありがとうございます。

この場合、ちょっと幾つか心配になるパターンがありまして、まず一つ目は不正受給です。戻ってくるということは、何らかの不正が起こっているのではないかというのは心配になります。そして、もう一つは、何かトラブルがあって届かないというパターンです。ひとり親家庭の方ということで、様々御事情があったりですとか、何か問題を抱えている方、お悩みを抱えている方も特に多いのではないかとこのように思います。

結論、何を申し上げたかったかといいますと、ひとり親家庭の支援事業ですとか、不正受給を減

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

らすための取組★★でお金を使うということももちろん必要ではあるんですけども、このアンケートという直接的な事業でないところでも、こういったところで異変に気付いたところで手を差し伸べていくと。また、気付き次第、不正受給にも厳正に対処していくということが必要なのではないかと思います。

今回、戻ってきた方は1回目だったということでした。これは1回目というふうにしていただいて、次に2回目戻ってきたら、調査の対象になるという認識で間違いないでしょうか。

- 福祉部長 おっしゃるとおりです。
- 川村みこと委員 ありがとうございます。全く関係ないと思わずに、是非せつかくお金と時間を掛けてやった調査ですので、引き続き丁寧な支援をお願いしたいと思います。これは要望させていただきます。
- ただ太郎委員長 ほかに質疑はございますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- ただ太郎委員長 なしと認めます。

————— ◇ —————

- ただ太郎委員長 次に、その他に移ります。
何か。
- 白石正輝委員 ここにいる管理職だけの問題じゃないと思いますが、最近、ファクスで書類の誤発送とか書類の誤記載だとか、持ち出してはいけないデータ、資料を持ち出して紛失するとかという事故が、しょっちゅうファクスで入ってくるんです。これは最近多くなったのか、それとも今までは報告しなかったことも報告しているのかというような気もするんですが、ちょっと副区長、たがが緩んでいる。多いときだと週に2、3回ファクスが入ってくるんですから。それで、必ずそうい

うことがあると、二度と起こらないようにと言うんです。二度とか三度とか四度じゃないんです。

このことについて、副区長、ここにいる管理職だけの問題じゃないんだけど、足立区全体たがが緩んでいるんじゃないのか、そんな気がするんだけど、どうでしょうか。

- 副区長 大変申し訳ございません。ミスにつきましては、私たちが業務上のミスが区民の信頼を損なうということで、非常にやはり重要な課題だということで、実はガバナンス担当部が庁内のミスについては毎月、実は今日も午後、庁議がありますけれども、毎月どのようなミスがあったのか具体的な事例、対応策を含めて、庁議で各部長に共有をさせて再発防止に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今、白石議員がおっしゃったように多いのではないかとということで、ちょうど今日、年度の報告をさせていただきますけれども、令和4年度は個人情報とか様々なミス、事故の事例が140件ございました。令和5年度は125件ということで、マイナス15件、減ってはおりますけれども、しかしながら、今、白石委員がおっしゃったように、個人情報の関連のミス、例えば封筒にほかの方の書類が入っていたとか、そういう個人情報のミスについては、まだ減らないような状況でございますので、今日の御意見も今日の午後の庁議では職員の方に伝えたいと思いますが、改めて緊張感を持って業務に取り組んで、ミスをなくして、区民の信頼関係を構築できるように最大限の努力をしていきたいと思っております。大変申し訳ございません。

- ただ太郎委員長 その他。
よろしいですか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- ただ太郎委員長 質疑なしと認めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

では、委員長から申し上げます。

この委員構成で厚生委員会を開催するのは、特段の事情がない限り今回が最後になると思いますので、一言御挨拶をさせていただきます。

1年間、委員長を務めさせていただきまして、ありがとうございました。至らない委員長だったとは思いますが、皆様方の温かい御配慮のおかげさまをもちまして本日を迎えることができました。厚生とは、人の暮らしを豊かに健康に過ごせるようにするということだと認識をしております。役所の皆様方も本当に区民の思い、医療、福祉、介護、またひとり親ですとか、心と体、様々、多岐にわたること、それぞれの部署で是非引き続き取り組んでいただきたいと思いますし、★★委員の皆様方におかれましても、役所のチェック機能をしっかりと果たせたこの厚生委員会だったんじゃないかなというふうに思います。私もこの経験を生かして、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。1年間ありがとうございました。

それでは、副委員長からも御挨拶をお願いします。

まず、白石副委員長、お願いします。

○白石正輝副委員長 1年間、本当にありがとうございました。委員長の委員会運営が非常に立派ですから、安心して任せることができました。本当にありがとうございました。

○ただ太郎委員長 涙が出ます。

次に、小泉副委員長、お願いします。

○小泉ひろし副委員長 1年間、執行機関の皆さん、また委員の皆さんの協力をいただいて、委員長の下でスムーズに審議、またいろいろ質疑ができたかと思います。本当に介護保険料の9期の問題ですとか、コロナウイルスの感染の収束に向けてとか、いろいろ難しい案件もございましたけれども、議論ができたこと、本当によかったと思います。

また、執行機関におきましても、委員構成が変わりましても、よろしく願い申し上げたいと思います。

委員長、お疲れさまでした。

○ただ太郎委員長 ありがとうございます。

以上で、厚生委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時28分閉会

速報版